

資料閲覧について

1. 閲覧対象物

受託給付業務データベースシステム 関連資料

2. 閲覧場所

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構内

3. 閲覧期間

令和2年7月14日（火）から令和2年7月27日（月）までの平日（10:00～17:00）

4. 閲覧上の注意

- (1) 閲覧に際しては、5. 閲覧連絡先に電話にて連絡し、社名・連絡先・人数等を登録すること。なお、3. 閲覧期間の後半は閲覧場所を確保できなくなる場合があるので、早めに閲覧希望日時を登録すること。
- (2) 閲覧前に別紙様式に基づき誓約書（押印したもの）を事前にPDFに変換し、総合機構の受託事業課にメールにて送付すること。受託給付システム改修見本画面の閲覧前に同誓約書を送付している場合については、再提出は不要とする。
- (3) 一回あたりの閲覧時間は1時間程度とする。閲覧回数は原則制限しない。
- (4) 閲覧時に個々の内容に関する質問に応じることはできない。

5. 誓約書の送付先及び閲覧連絡先

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

健康被害救済部 受託事業課 関口 隆文、戸村 悠太

電話：03（3506）9415

E-mail：kyuusai@pmda.go.jp